

《研究ノート》

平等と分配的正義の基礎概念再考

——賃金・保険・税・社会保障の制度との関連で——

新 村 聡
(岡山大学名誉教授)

(構成)

- 1 はじめに——3つの基本的問い
- 2 平等とは何か
 - 2.1 平等とは何か, 何の平等か
 - 2.2 2種類の平等——単純平等と比例的平等
 - 2.3 比例的平等における不平等の正当化
- 3 分配的正義の4原則
 - 3.1 分配的正義とは何か
 - 3.2 貢献原則 (労働原則, 資本原則, 保険原則)
 - 3.3 必要原則
 - 3.4 応益原則と応能原則
- 4 分配制度における分配的正義の4原則の共存と混合
 - 4.1 賃金
 - 4.2 民間保険
 - 4.3 税
 - 4.4 社会保障
 - (1)社会保障制度の2大構成部分
 - (2)社会扶助
 - (3)社会保険
- 5 おわりに

1 はじめに——3つの基本的問い

本稿は、平等と分配的正義に関して次の3つの基本的問いについて考察する⁽¹⁾。

- (1)平等と公平はどこが違うのか
- (2)分配的正義の原則はなぜ多元的か
- (3)分配の制度はなぜ複雑か

(1) 平等と分配的正義をめぐるのは、ロールズ以後の政治哲学においてさまざまな議論がなされている (広瀬 2016, 宇佐美・児玉・井上・松元 2019, 新村 2020などを参照)。

以下、それぞれの問いについて要点を説明する。

第1の問い。平等 (equality) と公平〔衡平〕(equity) はどこが異なるのか。平等と公平が異なること自体は多くの人によって認識されている。しかし両者がどのように異なるかについては必ずしも明確にされているとはいえない。

平等と公平が異なることをはっきりと示すのが、悪平等批判である。たとえば、勤勉な労働者と怠惰な労働者に同額の賃金を支払うことは、悪平等であり不公平であると言われる。多くの人々は、勤勉に比例して異なる額の賃金を支払うことが、つまり勤勉な者により多くを支払い、怠惰な者により少なく支払うことが公平であると考えている。

しかし公平もまた一種の平等ではないのか。公平な賃金は平等な賃金ではないのか。

ここには概念の混乱がある。重要なことは、平等には狭義と広義の2通りの用法があり、両者を区別しなければならぬということである。狭義の平等は公平と区別され、賃金額が等しい場合のように、単純平等つまり何かの単一量が等しいことを意味する。これに対して、公平は、勤勉と比例する賃金のように、比例的平等つまり比率の平等を意味する。広義の平等は狭義の平等と公平の両者を含み、しばしば公正 (fairness) と呼ばれる。以上を整理すると下図のようになる。

「公正」(広義の平等)	}	「平等」(単純平等, 狭義の平等)
	}	「公平」(比例的平等)

歴史上最初に単純平等と比例的平等を「2種類の平等」として区別したのは、プラトンとアリストテレスであった(新村 2016a; 2016c)。

本稿で考察する第2の基本的問いは、分配的正義の原則はなぜ多元的かということである。分配的正義は、経済的正義に限定して言えば、社会が共有する資源や負担を各人に分配するときの規則であり、以下の4つの基本原則がある(武川 2011; 新村 2006)。

- (1) 貢献原則 (貢献に比例する給付) [(a)労働原則, (b)資本原則, (c)保険原則]
- (2) 必要原則 (必要に比例する給付)
- (3) 応益原則 (受益に比例する負担)
- (4) 応能原則 (能力に比例する負担)

第1の原則である貢献原則は、功績原則とも言われる。経済学者・社会学者は「貢献 (contribution)」を、倫理学者・政治学者・法学者は「功績 (desert)」を用いることが多い。本稿では「貢献」を用い、労働と資本の提供だけでなく保険料の拠出を含めて広く考える (貢献と拠出は英語ではどちらも contribution である)⁽²⁾。

分配的正義には、なぜ4つの基本原則があるのだろうか。正義に関する理論はさまざまであるが、それらに共通するのは、多元主義を主張するか、または一元主義を貫こうとして議論が平行線をたどるかのどちらかだという点である。

ではなぜ分配的正義論は多元主義になるのであろうか。その最大の理由は、分配的正義論が考察対象とする現実の分配制度に複数の原則が共存し混合しているからである。

(2) 功績には資本の提供や保険料の拠出は含まれない。(亀本 2015: 46) 参照。

ここでさらに1歩踏み込んで問わなければならない。なぜ現実の分配制度に複数の原則が共存し混合しているのであろうか。その理由を考えるためには、4原則を2原則ずつ2組に分けて考えることが有益である。分け方は2通りある。

第1に、分配的正義の4原則は、給付の2原則〔(1)貢献と(2)必要〕と負担の2原則〔(3)応益と(4)応能〕とに分かれる。なぜ給付と負担の原則があるのだろうか。経済的な分配的正義は、ホップズ、プーフエンドルフ、スミス、ミル、マルクス、ロールズなど多くの思想家が論じてきたように、社会的な分業と協働の成果を社会的に分配する規則である⁽³⁾。それゆえ分配的正義は、労働の分配規則と労働成果の分配規則の両者を、言い換えれば負担の分配原則と給付の分配原則の両者を必ず含むのである。

さらに、分配的正義の4原則は、特定の負担原則と給付原則が密接に関連している点に注目すると、市場関連の2原則〔(1)貢献と(3)応益〕と、共同体関連の2原則〔(2)必要と(4)応能〕とに分けることができる(新村2006:27)。以下、その点について説明する。

第1に、貢献原則と応益原則は表裏一体の関係にあり、市場の交換原則としてまとめることができる。貢献原則は「貢献に応じた所得」つまり「負担に応じた受益」であり、他方の応益原則は「受益に応じた負担」である。これら2つの原則は「負担と受益の均等」という1つの原則に帰着する。というのは「負担=受益」という等式を左から読めば「負担に応じて受益する」という貢献原則に、また等式を右から読めば「受益に応じて負担する」という応益原則になるからである。ギブ・アンド・テイクを前提とすると、ギブにはテイクが続き、テイクにはギブが続くともいえる。それゆえ、貢献原則と応益原則は、私有財産と交換を基礎とする市場経済に特有の分配原則としてまとめることができる。

第2に、応能原則と必要原則は、共同体関連の2原則としてまとめることができる。「能力に応じた負担」という応能原則と「必要に応じた給付」という必要原則は、さまざまな共同体あるいは共同体的社会関係に共通する分配原則である。未開社会の分配原則は応能原則と必要原則である(酒井2018)。また、家族、地域、宗教組織、企業、同業組合、協同組合、国民国家、国際組織などのさまざまな共同体または共同体的社会組織において、労働の分配では応能原則が、共有資源の分配では必要原則が基本になっている⁽⁴⁾。なお、「共同体」はさまざまな意味で使用されるが、本稿では伝統的共同体や地域的共同体だけでなく非市場的な社会関係を広く包摂する概念として用いている。

本稿の第3の基本的問いは、分配の制度はなぜ複雑になるのかである。これは上述の第2の基本的問いと密接に関連している。もし分配的正義の原則が多面的であっても、それぞれの原則にそれぞれ1つの制度が対応しているのならば、制度は多面的になっても複雑にはならないからである。しかし実際には、原則と制度との間に1対1の対応関係はない。むしろどの分配制度にも、複数の分配原則が共存し混合している。これが分配制度を複雑にする理由である。そもそも分配的正義の原則が多面的となるのは、それらの原則が抽象される基礎である現実の分配制度に複数の分配原則が共存し混合しているからである。分配的正義の原則が多面的であるために、それぞれの原則を支持する人々の間に対立が生ずるだけでなく、同一人物の内面にも複数の原則が共存して葛藤を引き起こしている。だからこそ、多くの人々の同意と納得を得る分配制度は、複数の分配原則を混合した複雑な制度にならざるをえないのである。

もう少し具体的にいえば、上述したように、現実の分配制度には、負担と給付の共存と、市場と共同体の共存という2つの特徴がある。分配の制度は社会的協働の成果を社会的に分配する制度であるがゆえに、

(3) 多くの思想家が、分業と協働が分配的正義の基礎にあることを考察している。『経済学の成立』(新村1994)の第1章と第3章(ホップズ、プーフエンドルフ)、第5章(ヒューム)、第7章(スミス)、第10章注34(J.S.ミル、マルクス)などを参照。

(4) 社会保障論では、社会保障制度の基本原理である必要原則と応能原則の両者をセットとして考えることが一般的であり、「社会連帯原理」「共生原理」(浅井2000:81-82)などと呼ばれている。(新村2006)参照。

負担だけあるいは給付だけの制度は持続不可能であり、どんな分配制度も給付と負担の両面を内包せざるを得ない。個別の制度を見ても、家計における収入と支出、企業における収益と分配、政府における税と社会保障などいずれも負担と給付が一体となっている。どんな分配制度も、持続可能であるためには負担と給付の両面を考慮せざるをえないのである。

さらに現代は、市場における交換と、家計・企業・政府などの共同体的な組織が共存する時代である。それゆえどんな分配制度においても、市場原則と共同体原則とが共存し混合する傾向を有している。新自由主義と福祉国家の政策的対立においても、抽象的理念ではなく現実の制度をめぐる対立では、市場原則と共同体原則のどちらか一方だけに完全に純化するのではなく、両者をどのような割合で混合するのかという点をめぐる対立という性格もっている。市場原則の徹底を主張する新自由主義の支持者であっても、社会保障などの共同体的相互扶助を全面的に否定することはできないし、他方で、社会保障の拡充を主張する福祉国家の支持者であっても、市場における貢献原則や応益原則をまったく顧慮しないわけにはいかないからである。

現代では、現実の分配制度が複雑であるからこそ、制度を基礎づけている複数の分配原則の区別と関連を理論的に明確化して、それらをふまえて制度改革を構想することが求められている。これこそ本稿が多元的な分配原則と多元的な分配制度とを考察する主要目的である。

以下では、第2節で平等と公平の区別について考察し、第3節で分配的正義の4原則を個別的に検討する。その上で、第4節では賃金・民間保険・税・社会保障などさまざまな分配制度において分配的正義の4原則がどのように共存・混合しているかについて考察して、第5節で総括する。

2 平等とは何か

2.1 平等とは何か、何の平等か

まず、平等とは何かについて確認しておこう。日本語の平等に対応する英語は、equalityである。しかし逆に、equalityに対応する日本語は非常に多い。equalityは、日本語では、平等、均等、同等、公平などさまざまに訳し分けられている。たとえばequality of rightは権利の平等、equality of taxは税の公平と訳されることが多い。また、英語では2つの数や重さが等しい場合にequalを用いるが、日本語では2つの数または重さが「平等である」とは言わない(Aristotle, 1995)。それゆえ平等について考察するときにはとくに用語に注意を払うことが必要である。

平等について考察する場合に最初に問われるべき2つの重要な問いがある。1つは「平等とは何か」、もう1つは「何の平等か」である。以下で述べるように2つの問いは密接に関連している。とくに「何の平等か」は、プラトン、アリストテレス、マルクス、センらによって論じられてきた平等論の根本問題である。

まず、平等とは何かを考えよう。人間はさまざまな属性を持っている。2人の人間が平等(均等)とみなされるのは、他の属性が異なっても特定の属性が等しい場合である。たとえば2人の異なる人間の所得・資産・健康が等しい場合に、2人の所得・資産・健康は平等または均等であると言われ、等しくない場合には不平等または格差があると言われる。つまり平等または不平等は、人間の多様な属性のうち特定の属性に注目して比較する場合に初めて言えることである。

その場合に、どの属性に注目するかによって、平等にも不平等にもなりうる。たとえば2人の人間の所得が平等であっても健康に格差のある場合もあれば、逆の場合もある。したがって平等または不平等を論ずる場合に、第2の重要な問いは、何の平等か、つまり人間の多様な属性のうちどの属性に注目して比較

するかという問題である。一般に、ある属性の平等と別の属性の不平等とは共存可能であり、たとえば所得の平等と健康の格差はしばしば共存している。

2.2 2種類の平等——単純平等と比例的平等

前節で述べたように、平等に関するもっとも重要な問いは、何の平等か、すなわち対象の多様な属性のうちどの属性を選択して比較するかである。平等は、比較される属性によって2種類に分けられる。第1に、比較される属性が単一量の場合は単純平等または形式的平等であり、記号では $A=B$ と表現できる。たとえば、重さ、長さ、権利、自由、機会、所得、資産、能力、ケイパビリティなどが等しい場合である。第2に、比較される属性が比率の場合は比例的平等であり、記号では $A/X=B/Y$ と表現できる⁽⁵⁾。比例的平等は比率が等しいことであり、たとえば、賃金率、利潤率、利子率、地代率、必要充足率、保険料率、税率などが等しい場合である。一例をあげると、ジェンダー平等において、参政権の平等は単純平等であり、賃金率の平等は比例的平等である。

「はじめに」で述べたように、現代の用語法では、単純平等を「平等」、比例的平等を「公平〔衡平〕」、両者を合わせて「公正」と呼ぶことが多い。平等には狭義と広義があり、狭義の平等は単純平等に等しく、広義の平等は単純平等と比例的平等の両者を含むともいえる。このほかに、平等の判断または判断主体を特徴づける「不偏〔公平〕(impartiality)」という語があり、これは単純平等と比例的平等の両者の判断に用いられる。

2.3 比例的平等における不平等の正当化

比例的平等には、注目すべき重要な特徴がいくつかある。第1に、比例的平等では平等と不平等とがつねに共存している。賃金を例として考えよう。Aは時給1000円で2時間労働して賃金2000円を受け取り、Bは同じく時給1000円で3時間労働して賃金3000円を受け取るとする。このときAとBの賃金は平等であろうか、不平等であろうか。もし時給に注目すれば2人とも1000円で平等であり、賃金総額に注目すれば2000円と3000円で不平等である。つまり比例的平等では、比率に注目すれば平等となり、結果に注目すれば不平等となる。このような比率の平等と結果の不平等の共存こそ比例的平等の重要な特徴である。以下で述べるように、比例的平等における比率の平等と結果の不平等の共存は、比例的平等の一種である分配的正義にもあてはまる。

比例的平等の第2の特徴は、第1の特徴とも関連するが、しばしば不平等正当化論または平等主義批判の論拠となることである(竹内2010:108-110)。平等主義への批判としてもっともよく主張されるのは、「はじめに」でも述べた悪平等批判である。たとえば、勤勉な者と怠惰な者が同額の賃金を受け取ることは不公平で悪平等であるとししばしば批判される。一般に悪平等批判は、比例的平等(比率の平等)が公平・公正であるという価値判断を明示的または暗黙の前提として、平等主義つまり結果の平等は比率の不平等をとまなうので不公平・不公正であると主張する論理構造をもっている。

ここで、比例的平等における比率の平等と結果の平等の区別と関連して、2種類の公平原則があることを指摘しておこう。1つは、同じ基準の者に同じ量を給付する水平的公平(または水平的平等)原則であり、もう1つは、異なる基準の者に異なる量を給付し、その際に給付と基準の比率を等しくする垂直的公平(または垂直的平等)原則である。たとえば時給1000円のときに、2時間労働した複数の者に等しく2000円の賃金を支払うのが水平的公平(または水平的平等)であり、他方、2時間労働した者には2000円を、3時間労働した者には3000円をと、どちらも時給が等しくなるように支払うのが垂直的公平(または垂直的平

(5) アリストテレスの記号は、 $A : B = C : D$ である(Aristotle 1990: 訳180)。

等)である。後述するように、税の負担においても水平的公平と垂直的公平がある⁽⁶⁾。

3 分配的正義の4原則

3.1 分配的正義とは何か

分配的正義は、ある集団が共有する資源または負担を各構成員に分配するときの正義である。分配的正義の重要な分岐点は2つある。第1は、何を分配するのか、つまり分配の対象は何かである。政治的正義では、権利や自由や公職などが分配され、経済的正義では所得や富が分配される。このほかに社会的正義における社会的（または文化的）承認の分配を考えることもできる。第2は、何を分配するにせよ、それを何に応じて分配するのか、つまり分配の基準・尺度・条件は何かという問題である。ここで分配的正義は単純平等と比例的平等とに大きく分かれる。

分配的正義が単純平等の場合には、対象はすべての人に無条件かつ平等に分配される。たとえば、近代民主主義のもとでは、市民的権利や自由はすべての人に無条件で与えられる。分配的正義が単純平等の場合には、何を分配するのかという分配の対象だけが問題となり、何に応じてという分配の基準・尺度・条件は問題にならない。

他方で、分配的正義が比例的平等の場合には、何を分配するのかと何に応じて分配するのか、つまり分配の対象と分配の基準・尺度・条件の両者が問題となる。政治的な分配的正義において、権利や自由がすべての人に無条件で与えられる場合には単純平等であり、身分・財産・人種・ジェンダーなどに応じて与えられる場合は比例的平等である。また経済的な分配的正義では、所得や富や税がすべての人に無条件で等しく与えられる場合には単純平等であり、労働・能力・資本・保険拠出などに応じて分配される場合は比例的平等である。

政治思想史では、アリストテレス、マルクス、73年のセン (Sen [1973]) らは、分配的正義を比例的平等として理解するのに対して、ロールズや80年のセン (Sen [1980]) および現代の政治哲学者の多くは、分配的正義を単純平等として理解している (新村 2020)。

どんな平等も何らかの属性を選択して比較することによって成立する。分配的正義を単純平等として理解する論者は、さまざまな分配の対象から財、厚生、機会など何か1つを選択して比較する。他方で、分配的正義を比例的平等として理解する論者は、分配の対象となる公職や所得などの共通の資源に対して、労働・能力・資本・必要などから何か1つの分配基準を選択して、対象と基準の比率を比較する。比較されるのは、 $\text{所得} / \text{労働} = \text{賃金率}$ 、 $\text{所得} / \text{資本} = \text{利潤率}$ 、 $\text{資源} / \text{必要} = \text{必要充足率}$ 、などである。

「はじめに」でも述べたように、現代における経済的な分配的正義の主要原則は、(1)貢献原則、(2)必要原則、(3)応益原則、(4)応能原則の4原則である。これらのうち、(1)と(2)は給付に関する原則であり、(3)と(4)は負担に関する原則である。分配制度を考察するときにもっとも困難な問題は、現実の分配制度のほとんどが4原則の混合制度だという点である。とりわけ社会保障制度は4原則が非常に複雑に混合している。それゆえ現実のさまざまな分配制度を理論的に把握するためには、まず4原則それぞれの特徴を十分に理解した上で、現実の分配制度における諸原則の共存と混合を解明する必要がある。以下、第3節で分配的正義の4原則を個別的に検討し、第4節でさまざまな分配制度において分配的正義の4原則がどのように共存し混合しているかについて明らかにする。

(6) 法学における比較権衡と相関権衡の区別は、水平的公平と垂直的公平の区別にほぼ対応している (宇佐美ほか 2019: 14-15)。

3.2 貢献原則（労働原則，資本原則，保険原則）

貢献原則は、貢献に応じた所得分配の原則である。貢献原則は、貢献の内容に応じて、(a)労働原則、(b)資本原則、(c)保険原則に分かれる。以下で、それぞれについて説明する。

(a)労働原則

労働原則は、労働に応じた分配、つまり労働と所得の比率の平等である。労働原則には労働所有論と賃金率の平等という2つの考え方があり、それぞれを具体化した制度も大きく異なる（新村 2016a）。労働所有論は、労働した者が労働の成果の所有権を得るという思想である。歴史的にはロックの労働所有論やリカード派社会主義者の労働全収権論がよく知られており、近年ではリバタリアンのノジックらが労働所有論を主張している。労働所有論を具体化した分配制度のもとでは、労働した者が労働の全成果の所有権を得る場合がある。たとえば、自作農・自営業者・労働者協同組合のように、労働者が土地や資本などの生産手段を所有する場合である。他方、資本主義のもとでは、労働原則は賃金率の平等という形態をとり、労働の成果は労働者にすべて分配されるのではなく、労働者の賃金と資本家の利潤や地主の地代とに分割される。

労働原則は、労働と所得の比例的平等である。労働にはいろいろな捉え方があり、とくに賃金の平等を論ずるときには賃金率と労働期間のどちらに注目するかによって議論のあり方が大きく異なる。一般に賃金総額は賃金率と労働期間の積によって計算される。たとえば、時給と時間数、日給と日数、月給と月数などである。このとき賃金額は賃金率と労働期間の両者に比例するので、賃金率と労働期間のどちらが2倍になっても賃金総額は2倍になる。つまり論理的には、2種類の比例的平等が存在する。しかし賃金の平等と不平等をめぐって問題となるのは、多くの場合に賃金率であって労働期間ではない。たとえば同じ時給で2時間労働した者の賃金が1時間労働した者の賃金の2倍になっても、不公正と批判されることはない。賃金の不平等が不公正として批判されるのは、賃金率が人種、男女、正規・非正規、職種などによって異なり、しかもこの賃金率の格差が能力や業績などの職務評価に比例していない場合である。

分配的正義における労働原則は、近年では、同一労働同一賃金または同一価値労働同一賃金の原則と呼ばれている。同一労働同一賃金は、同一種類の労働に対して同一額の賃金を支払うことであるのに対して、同一価値労働同一賃金は、異なった種類の労働であっても同一の職務価値の労働に対して同一額の賃金を支払うことである。したがって後者は職務評価を必ずともなう（遠藤 2013, 2014；労務理論学会 2018）。

(b)資本原則

資本原則は、資本の提供に応じた所得の分配、つまり資本と所得の比率の平等であり、利潤率、利子率、利回りの均等などがある。資本にはさまざまな意味があるが、所得分配で議論される場合には、広義の資本つまり定期的に貨幣収入をもたらす資産を意味することが多く、実物資本や金融資産のほかに土地・家屋などの不動産も含まれる⁽⁷⁾。したがって、広義の資本所得には、狭義の資本所得（利潤・利子・配当など）だけでなく地代や家賃などの資産所得も含まれ、資本原則には利潤率や利子率の平等だけでなく地代率や家賃率の平等も含まれる。なお、資本原則にも、同一額の資本には同一額の資本所得が分配されるという水平的公平原則と、異なる額の資本には異なる額の資本所得が比例的に、つまり n 倍の資本に n 倍の資本所得が分配されるという垂直的公平原則とがある。現代資本主義の主要所得は労働所得と資本所得であるから、分配的正義の考察では、労働所得だけでなく資本所得を考慮することは不可欠である。

資本原則は、それ自体としては、資本と資本所得の比率（利潤率、利子率、配当率、地代率など）が等

(7) スミスの「資本価値」（新村 2018参照）、マルクスの「利子生み資本」「擬制資本」、ピケティの「資本」（Piketty 2014）などはいずれもこの意味での広義の資本つまりいわゆる資産である。なお、(新村 2006)では「資産原則」を用いていたが、(山田 2019) にならって、本稿では「資本原則」を用いる。ただし両者の意味に違いはない。

しくあるべきという規範法則である。資本原則は、スミス『国富論』以来、平均利潤を規範的基準とした独占利潤への批判として政策論でしばしば用いられてきた。近年では、ピケティ『21世紀の資本』が、資本規模によって収益率に大きな格差があることを実証して累進的資本税の政策を基礎づけている（Piketty 2014：448/訳465）。

古典派経済学以来、資本所得としての利潤は、利子と、リスク負担に対する補償と、事業活動の労苦に対する補償の3構成部分に分けて論じられ、いずれも比例的平等として考えられてきた。ここでリスク補償について述べておこう。投資には、事業投資であれ金融投資であれ平均的収益が得られないリスクが存在する。事業投資では事業に失敗するリスク、金融投資では不良債権となるリスクなどである。そのため投資リスクを補償する分だけ利潤率と利子率は高くなる傾向があり、ハイリスク・ハイリターン、ローリスク・ローリターンと呼ばれる。これはリスク負担とリスク補償の比率が一定であるという意味で、比例的平等の一種と考えられる。

(c) 保険原則

保険原則は、保険料または保険拠出に応じて保険給付がなされるという原則である。保険料と保険給付の比率が等しいので、比例的平等の一種である。現代の分配制度において保険が果たす役割は非常に大きく、とりわけ医療・介護・年金などの社会保険における保険料と保険給付の関係は現代の分配的正義をめぐる大きな問題となっている。

保険原則が貢献原則の一種であることは広く認識されている。保険料（premium）はしばしば拠出（contribution）と呼ばれており、拠出と貢献は英語では同じ単語である。保険原則を理解するときに生ずる難しい問題は、保険原則が単純な貢献原則ではなく貢献原則と必要原則の複合原則だという点である。したがって以下でまず必要原則を説明したあとに、4節で保険原則について詳しく考察する。

3.3 必要原則

必要原則とは必要に応じた分配の原則であり、大きな必要には多くの所得を、小さな必要には少ない所得を分配して、すべての人が必要を十分に充足できるように所得を分配することである。これは、必要と所得の比率（つまり必要充足率）の平等を意味する。

必要原則は、賃金、民間保険、社会保障、その他の公共支出に広く当てはまる。これらを概観しておこう。まず賃金では、扶養手当、通勤手当、住宅手当などの各種手当が必要に応じて給付される。たとえば扶養手当は、扶養家族の多い労働者は必要生活費が多いので多く給付されるのに対して、単身で扶養家族のいない労働者は扶養手当は必要ないので給付されない。民間保険では、保険リスクが発生した場合に損害回復に必要な給付がなされる。たとえば火災保険では被災した家屋の修繕費または再取得費が火災保険金として給付される。その他の社会保障（医療・介護・年金など）の給付も原則として必要原則に基づいており、4節で詳しく説明する。

必要原則については、直接的必要原則と間接的必要原則の区別が重要である（新村 2016a）。直接的必要原則は必要充足を直接の目的として分配する場合であり、間接的必要原則は貢献に応じた分配の結果として必要が充足されて事後的に必要に応じた分配が実現する場合である。

直接的必要原則は、当事者の必要を充足するために、まず各人の必要を認識してから、その必要に応じて財やサービスを給付する。私的慈善、救貧法、民間保険、社会保障、公教育などでは直接的必要原則が妥当している。たとえば介護保険では、まず要介護度を認定して利用限度額が定められ、それに応じて介護サービスが給付されている。他方、間接的必要原則では、分配される当事者の必要を直接には考慮せず、貢献に比例する他の所得（賃金、利潤、利子、配当等）が分配される結果として（しばしば意図しない結

果として)、必要が充足される。

ナショナル・ミニマム（最低生活費）を実現する方法として、稼得能力の保有者には最低賃金制度などによる賃上げが有効であり、稼得能力の非保有者にはさまざまな社会保障給付（失業手当、生活保護、児童手当、障害年金、老齢年金など）が不可欠である。必要充足が直接的な目的として意図されているかどうか注目すると、賃金は主に間接的必要原則に基づくのに対して、社会保障は直接的必要原則に基づく所得である。ただし最低賃金制は、標準労働時間によって必要生活費を稼得できる水準に時給を決定するという点で直接的必要原則に従っている。たとえば、最低生計費270万円を年間標準労働時間1800時間で稼得するためには時給1500円以上が必要と計算されている（後藤ほか 2018）。これは直接的必要原則に基づく賃金決定といえる。

3.4 応益原則と応能原則

上述した貢献原則と必要原則は給付の分配原則である。このほかに、分配的正義には負担の分配原則として応益原則と応能原則がある。

応益原則は応益負担原則または受益者負担原則ともいわれ、受益に応じた負担の原則である。応益原則は、受益と負担の比率が等しいという意味で比例的平等の一種である。他の比例的平等の場合と同様に、同じ受益に対して同じ負担が課せられる水平的公平と、異なる受益に対して異なる負担が課せられる垂直的公平の両側面がある。

応益原則は、税、社会保険、公共料金などに広く見られる。税制における応益原則（応益負担原則）は、納税者が行政サービスの受益に応じて税を負担するという原則であり、受益者負担原則ともいわれる。応益原則にしたがって課される応益税は、行政サービスの対価または購買料金として考えられている。

国税では、消費税や物品税が消費という受益に税負担が比例するので応益原則に従う応益税であり、地方税では県市民税などの住民税における個人ごとの均等割が応益税である。地方税は行政サービスが地域的に限定されていて受益と負担の関係が見えやすいので、応益原則になじみやすいとされている。応益税は、同じ行政サービスの受益に対して所得に関係なく同じ税額が課せられるので、所得が少ない者ほど税負担率が高くなる逆進性があり、応能原則の逆になっている。

社会保険では、国民健康保険料における個人ごとの均等割と世帯ごとの平等割が応益負担である。さらに、健康保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などは、医療・介護サービスの受益に比例する負担であり、応益原則にしたがっている。また、電気・ガス・水道などの公共料金も使用量に応じて料金を負担するので応益原則である。

一方、応能原則または応能負担原則は負担能力に応じて負担するという原則である。税制では税負担能力（担税力）に応じて税を負担するという原則に具体化されており、応能原則にしたがって課される税を応能税という。国税では累進的所得税や相続税が、また地方税では住民税の所得割などが応能税である。社会保険料では、厚生保険や厚生年金の保険料や、国民健康保険料の所得割と資産割（固定資産税の一定比率として計算される）などが応能負担である。

4 分配制度における分配的正義の4原則の共存と混合

4.1 賃金

賃金の制度では、二重の意味で労働原則と必要原則が混合している。第1に、賃金は一般に基本給と各種手当の合計である。基本給は労働原則に基づき、単価と労働期間に比例して給付される。具体的には時

給・日給・週休・月給などの単価に時間数・日数・週数・月数をかけて計算される。他方で、各種手当の多くは直接的必要原則に基づく給付であり、扶養手当、通勤手当、住宅手当などがそれぞれの必要に応じて給付される。したがって賃金は労働原則に基づく基本給と必要原則に基づく各種手当の合計であり、その意味において2つの分配原則が共存している。

第2に、賃金は、直接的には労働原則に基づいて給付される場合でも、結果的・長期的には最低限必要な生活費を充足するという意味で間接的・必要原則に基づいている。もし長期にわたり最低限必要な生活費を充足することができなければ、労働者とその家族は生存できず労働人口を維持できないことになる。現代日本の少子化傾向は、非正規労働者の平均賃金が、結婚・出産・養育のために最低限必要な生活費を下回っている結果である。

近年、賃金制度の改革で議論されている2大問題のうち、同一労働同一賃金または同一価値労働同一賃金は労働原則に、最低賃金制は必要原則に基づいており、2原則の共存を端的に示している。

4.2 民間保険

民間保険の制度における保険原則は貢献原則の1種であるが、厳密には、貢献原則と必要原則が混合している。以下では、まず保険原則が貢献原則であることを示し、次に必要原則でもあることを説明する。

保険原則は、どのような点で貢献原則とみなしうるのだろうか。一般に保険学では2つの保険原則について説明されている。1つは収支相等の原則であり、保険料の総額（収入）と保険金の総額（支出）とが等しいこと、つまり保険制度全体の集散的等価関係を示している。もう1つは給付反対給付均等の原則であり、個々の加入者が支払う保険料（給付）と保険会社が支払う保険金の期待値（反対給付）とが等しいことである。この原則は、加入者各人の個別的等価関係を示しており、保険における公平の原則とも言われる。2原則のうち分配的正義に関連するのは給付反対給付均等の原則だけであり、本稿で保険原則という場合はこの原則をさしている。

給付反対給付均等の原則において、保険料は保険金の期待値に等しく、保険金と保険リスクの発生確率の積によって計算される。たとえば火災保険金が1000万円、年間火災発生確率が1万分の1ならば、年間保険料は $1000万円 \times (1/10000) = 1000円$ となる。

上述の、 $保険料 = 保険金 \times リスク発生確率$ 、という等式の両辺を保険金で割ると、 $保険料率 (= 保険料 / 保険金) = リスク発生確率$ 、となる。したがって、保険加入者のリスク発生確率が等しければ保険料率が等しくなり、リスク発生確率が異なるときにはそれに応じて保険料率も異なる。たとえば自動車損害保険では、車種や運転者の年齢によって保険リスク（自動車事故）の発生確率が異なるので、同一車種同一年齢ならば保険料率は等しく、それらが異なれば保険料率は異なる。同様に、火災保険では、木造家屋と鉄筋造家屋とでは保険リスク（火災）の発生確率が異なるので保険料率が異なる。

2人の加入者の保険リスク発生確率と保険料率が等しい場合に、保険料が同額ならば保険金は同額となり、保険料がn倍ならば保険金もn倍となる。たとえば、保険料率が同じ保険加入者が2人いる場合に、加入者Aが保険料1000円を支払って火災保険金が1000万円ならば、加入者Bが保険料2000円を支払えば火災保険金は2000万円になる（ただしこれは上限額であり、実際に支払われる火災保険金は住宅再取得価格と上限額の低い方で決定される）。

上述のように、給付反対給付均等の原則は、保険における公平の原則と呼ばれている。「はじめに」で2種類の平等について説明したときに、比例的平等が公平と呼ばれることを指摘した。保険料と保険金の比率の平等を公平の原則と呼ぶ慣行は、この一般的用語法と一致している。

次に、民間保険は、保険給付が貢献原則だけでなく必要原則にも従っていることについて確認しておこ

う。たとえば火災保険金が給付される場合に、全焼と半焼では家屋の修復や再取得に必要な費用が異なるので支払われる保険金額も異なる。そして被災していない加入者は修理や再取得の費用の必要がないので保険金は給付されない。つまり、保険給付の必要が保険給付の前提条件になっているのである。

以上をまとめると、民間保険は貢献原則（保険料に応じた保険給付）と必要原則（必要に応じた保険給付）とが二重に機能しており、保険給付は保険料と必要の両者によって決まるといえる。たとえば火災保険では、保険料に比例して保険金の上限額が決まり、その範囲内で、火災による家屋の修復や再取得に必要な費用と等しく実際の保険金給付額が決まる。

4.3 税

税制では、応益原則と応能原則または応益税と応能税は、2つの異なる意味で共存し混合している。第1は応益税と応能税がそれぞれ別の税として共存する場合であり、第2は同一の税が見方によって応益税とも応能税とも解釈できる場合である。それぞれについて説明する。

前節で述べたように、国税と地方税のいずれにおいても、応益税と応能税が共存している。国税では、消費税が応益税であり所得税や相続税が応能税である。また地方税では、住民税の均等割が応益税であり、所得割が応能税である。これらの税は応益税と応能税のどちらであるかははっきりと区別できる。しかし以下に述べるいくつかの税は、応益税と応能税の両者の性格を兼ね備えている。

固定資産税は、政府が固定資産の所有権を保護するという行政サービスを提供する代価として応益税として考えられている。しかし他方で、固定資産税は、固定資産の所有者が得られる地代・家賃（自ら使用する場合は帰属地代・帰属家賃を含む）に課せられる税として考えると、固定資産の価値が大きいほど地代・家賃収入が多く税負担能力も大きいので、応能税である。つまり固定資産税は、応益税と応能税の2つの性格を有している。この点を初めて指摘したのはスミスであった。スミスは、地主の地代収入から支払われる土地税（地租）は、地代収入という担税力に比例する応能税であるだけでなく、政府による土地所有権の保護という便益に比例する応益税であることを指摘した（新村2018）。

このような二面性は、固定資産税だけでなく、所得税や相続税にもある程度は当てはまる。一般に所得税は所得という担税力に比例するので典型的な応能税とされている。しかし、低所得者よりも高所得者のほうが盗難などの犯罪にあう機会は多く、それだけ警察などの行政サービスをより多く享受しているとも考えられる。このように考えると、所得税は担税力に比例する応能税であると同時に、行政サービスの受益に比例する応益税であるともいえる。つまり同一の税が、担税力に注目すれば応能税とみなされ、受益に注目すれば応益税とみなされるのである。相続税も同様である。

また、消費税は消費という受益に比例するので直接的には応益税である。しかし奢侈品消費税は、応益税であると同時に応能税であるとも考えられる。というのは、一般に高所得者ほど奢侈品消費が多いので、奢侈品消費と担税力はある程度は比例するからである。他方で生活必需品消費税の場合は、直接的には消費に比例する応益税であると同時に、低所得者ほど消費支出に占める生活必需品の比率が高いので担税力に反比例する逆進税である。

4.4 社会保障

(1) 社会保障制度の2大構成部分

社会保障の制度は財源面から2種類に分けられる。1つは税だけを財源として社会保険料を徴収しない社会扶助、もう1つは社会保険料を主財源とする（そしてしばしば税を補助財源とする）社会保険である。

社会扶助には、生活保護、社会福祉（児童福祉、障害者福祉、母子福祉等）、社会手当（児童手当、児

童扶養手当等)があり、社会保険には、健康保険、介護保険、年金保険、雇用保険、労災保険の5つが含まれる。

社会保険は、民間保険と社会扶助の混合という性格を持っている。分配的正義の原則に注目すると、民間保険は貢献・必要の2原則、社会扶助は必要・応能の2原則、そして社会保険は貢献・必要・応益・応能の4原則の混合制度となっている場合が多い。民間保険における分配原則についてはすでに説明した。以下では、3制度を比較しながら、社会扶助と社会保険における分配原則の共存と混合について順に考察する。

(2)社会扶助

社会扶助の分配原則は基本的に必要原則と応能原則だけであって、貢献原則と応益原則は考慮されない。たとえば、生活保護、児童福祉(保育所、児童養護施設等)、社会手当(児童手当等)などのいずれにおいても、保険料は無拠出であって貢献原則は考慮されない。社会扶助では、貧困や要支援などのリスクの発生にともなう給付の必要だけが考慮されて金銭またはサービスが給付されている。保育所では社会保険料は無拠出であり、保育サービスの利用にともなう保育料の負担は応能原則にしたがって所得に応じて決定されてきた(2019年から無償化)。

(3)社会保険

社会保険は民間保険と社会扶助の混合ともいうべき制度であり、社会保険における給付と負担の原則は、民間保険と社会扶助の中間的性格が強い。以下では、民間保険、社会扶助、社会保険の3者を比較しながら、給付と負担の原則について考察する。

まず給付面について、貢献原則と必要原則の2大給付原則が、民間保険・社会扶助・社会保険でどのように制度化されているかについて比較しながら考察しよう。第1に、必要原則は3制度すべてにおいて給付の前提条件となっている。つまりどの制度においても、リスク(保険事故)の発生によって金銭またはサービスの給付の必要が生じた場合にだけ給付がなされ、必要が生じなければ給付はなされない。たとえば、火災が起きなければ火災保険金は支払われず、傷病が生じなければ医療保険サービスは給付されない。同様に、高齢でなければ老齢年金は給付されず、子供がいなければ児童手当は給付されない。

ただし民間保険と社会保険では、給付の前提条件が2つある。1つはリスクの発生によって給付が必要となること、もう1つは保険料の拠出である。たとえば、火災によって火災保険金が必要となっても保険料を拠出していなければ保険金は支払われず、また火災保険料を拠出していても火災が起きなければ保険金は支払われない。つまり、火災というリスクの発生と保険料拠出の両者が、火災保険金給付の2大前提条件である。同様にして、高齢になって老齢年金が必要になっても、所定の年金保険料を拠出していなければ年金は支払われず、逆に年金保険料を拠出していても、一定の高齢にならなければ老齢年金は給付されない。つまり老齢年金の場合にも、高齢というリスクの発生と保険料拠出の両者が年金給付の2大前提条件なのである。

保険給付に必要な2条件は、それぞれ個人責任(自己責任)と社会責任に対応していると考えられる。民間保険でも社会保険でも、保険料拠出という個人責任を果たしている者に対してだけ、保険を運営する保険者はリスクが発生した場合に保険金や保険サービスを給付する社会責任がある。逆にいえば、保険料拠出という個人責任を果たさない者に対しては、保険者は保険給付の社会責任を負わない。

民間保険と社会保険には重要な違いがある。民間保険では、貢献原則の一種である保険原則(給付反対給付均等の原則)がつねに成立しており、保険料は保険金とリスク発生確率の積によって計算される保険

金の期待値に等しい。あるいは、保険料率（保険料／保険金）がリスク発生確率に等しいともいえる。他方、社会扶助は原則として保険料がなく、利用者負担も保育料など一部に限られている。

社会保険は、社会扶助とは異なり、保険料の負担が存在する。ただし民間保険とは異なり、社会保険料は保険原則に厳密にしたがうわけではない。保険原則が厳密にあてはまるのは民間保険だけであり、社会保険では、保険リスク発生確率の個人差を考慮せず、ハイリスクの個人もローリスクの個人も保険料率は同額となる。

たとえば、民間の年金保険では平均寿命が異なる男女の年金保険料が異なるのに対して、社会保険である国民年金や厚生年金では年金保険料に男女差はない。また、健康な人と病気がちの人が医療保険に加入する場合に、民間保険では保険料率が異なったり、病気がちの人が加入できなかつたりする。これに対して、厚生保険や国民健康保険などの社会保険では、過去の病歴によらず保険料は同額であり、低所得者には保険料減免の特例もある。つまり、保険料率とリスク発生確率が等しいという保険原則は、民間保険にしか妥当しないのである。

また民間保険は任意加入であるのに対して、社会保険は強制加入であり、国民全員の加入は権利であると同時に義務である。そのために、低所得者には保険料の減免制度があり、他方で高所得者が保険料を滞納する場合には財産差し押さえなどの強制徴収がなされることもある。

社会保険である医療保険や介護保険では、保険料は加入者の所得つまり負担能力に比例して決まり、保険給付は必要に比例して決まるので、保険料と保険給付とは比例しない。高所得者は所得に応じて高い保険料を支払い、低所得者は低い保険料を支払うにもかかわらず、必要度が同じならば、給付される医療サービスや介護サービスは同一である。つまり任意加入である民間保険では、保険料の拠出と保険給付は貢献原則にしたがう比例関係であるのに対して、強制加入である社会保険では、保険料の拠出は応能原則にしたがい保険給付は必要原則に従うので、両者に比例関係は存在しない。

ただし具体的な社会保険の制度では、必要原則と応能原則を基本としつつも、貢献原則と応益原則が一定程度組みこまれていることも多い。たとえば厚生保険では、保険料は応能原則に従う一方で、療養費の3割は窓口負担として応益原則にしたがっている。また国民健康保険の保険料は、所得割および資産割（応能原則）と、個人ごとの均等割と世帯ごとの平等割（応益原則）とが組み合わせられ、さらに3割窓口負担（応益原則）と最高限度額（応能原則）とが加わる複雑な重層構造になっている。

5 おわりに

本稿は、平等と分配的正義の基礎概念について考察してきた。最後に要点をまとめてむすびとしたい。

平等については、プラトン以来の単純平等と比例的平等という「2種類の平等」の区別の重要性を確認した。政治の領域ではすべての人の権利や自由の単純平等がのぞましい。しかし経済的領域では、個人ごとの条件の差異を考慮した比例的平等が給付と負担のいずれにおいても分配的正義の基本原則となる。それゆえ経済的な分配的正義の原則は、比例的平等を基礎とした、貢献・必要・応益・応能の4原則である。貢献には、労働または資本の提供と保険料の拠出が含まれる。

本稿は、現実のさまざまな分配制度に4種の分配原則が共存し混合していることについて考察した。たとえば賃金には、労働に比例する基本給と必要に比例する扶養手当や通勤手当などの各種手当が共存している。また税制では、応益税と応能税が共存している。社会保障では、たとえば厚生老齢年金の制度は、基礎的必要を充足する1階の基礎年金部分と保険拠出に比例する2階部分から構成されている。ここに例示したいずれの分配制度でも、2つの分配原則に対応する2つの構成部分が共存している。

このような分配原則の共存は、市場と共同体が共存する現代社会の構造の反映である。人々は、一方では私有財産を交換する市場社会の中で日々生活しており、ギブ・アンド・テイクの価値観を内面化して、貢献原則と応益原則を分配的正義の基本原則とする。しかし他方で、人々は家族・地域・宗教組織・企業・社会团体・国民国家・人類などさまざまな共同体または共同体的社会関係の中で協働と相互扶助の生活を営んでおり、必要原則と応能原則を基本原則としている。その結果として、現代の分配制度には複数の分配原則が共存しているのである。

以上述べたような複数の分配原則が共存する理由を理解することに、さほど大きな困難はないであろう。しかし本稿が述べてきたように、複数の分配原則はたんに共存するだけでなくしばしば重複しており、個々の制度を異なる分配原則のいずれによっても解釈できる場合が少なくない。たとえば賃金は、直接的には労働貢献に比例する所得であると同時に、間接的結果的には必要な生活費をもたらして人々の生存の必要を充足している。また保険は、直接的には保険拠出という貢献に比例する保険給付を提供すると同時に、結果的には保険リスクの発生によって生じる必要を充足している。固定資産税は、直接的には生命や財産の安全を保障する政府サービスの受益に比例すると考えられると同時に、結果的には資産所得の税負担能力に比例する負担を実現している。

以上のような分配制度における分配原則の重複をどう考えたらよいであろうか。

重要な点は、市場と共同体を、人類の歴史貫通的な協働と相互扶助の機能を遂行する2つの歴史的制度として理解することである。以下、この点について説明する。

人類はどんな時代にあっても、協働と相互扶助によって生存してきた。その意味では、協働と相互扶助は、人類の超歴史的または歴史貫通的な機能である。そして人類は、この協働と相互扶助という歴史貫通的な機能を遂行するために、共同体と市場という2種類の歴史的制度を発展させてきたのである。共同体は直接的協働および財産の共有と直接的分配を特徴とし、市場は財産の私有と交換を通じた分配および間接的協働を特徴とする代替的な歴史的制度である。

分配原則に即して考えよう。あらゆる時代の人類は、協働と相互扶助を実践する中で、能力を発揮するという応能原則と必要を充足するという必要原則をある程度まではつねに実現してきた。というのも、まったく能力を発揮せず必要を充足しない人類は生存できないからである。

人類は、さまざまな共同体において、能力の発揮と必要の充足を、対価を得るための手段ではなく直接の目的として追求し（やりがい、生きがい、社会貢献など）、結果として協働と相互扶助という歴史貫通的な機能を実現している。そこでは、応能原則と必要原則は直接的目的であると同時に客観的結果でもある。

一方、市場においては、直接的目的と間接的結果とが分離している。人々は、労働貢献の対価として労働所得を得ることを直接の目的として労働し、結果としてさまざまな必要を充足している。また、利潤を得ることを直接の目的として資本を提供し、結果として社会的に必要な貯蓄と投資を実現している。さらに保険では、加入者は保険料に見合う保険給付を得ることを直接の目的として拠出し、結果的に保険リスクが発生した人の必要を充足している。固定資産の所有者は、直接には資産の安全という便益のために納税し、結果的に担税力に応じた負担をして社会に貢献している。

つまり市場における直接的目的は貢献原則と応益原則であり、間接的結果が必要原則と応能原則の実現である。市場は、協働と相互扶助という人類の歴史貫通的な機能を、直接の目的としてではなく、結果として、しかもしばしば意図しない結果として実現するのである。このように、人々が市場の活動を通じて人類の歴史貫通的な機能を遂行しているからこそ、分配法則は二重化し、直接的には貢献原則を目的とする制度が結果的には必要原則を実現し、直接的には応益原則を目的とする制度が結果的には応能原則を達

成するという二重化が存在するのである。

しかし市場において結果的に実現する協働と相互扶助は、完全なものではない。能力を持ちながらも対価が得られないために能力を発揮できないことがしばしば生ずる。また、一般に、高所得者は貢献に比例する所得（労働所得と資本所得の合計）が自己の必要を充足するよりも多く、他方で低所得者は所得が必要充足に不足している。そのために、所得が過剰の者から不足する者への再分配が必要となる。この所得再分配においては、家族の扶養であれ、保険や税や社会保障であれ、能力に応じた負担と必要の充足が意図しない結果ではなく直接的目的として実行されている。つまり人類が、協働と相互扶助という歴史貫通的な機能を達成するためには、市場における分配だけでなく、非市場的なさまざまな共同体（保険や社会保障制度を含む）を通じた所得再分配によって補完されなければならないのである。分配原則に則して言えば、市場における貢献原則と応益原則の追求が、結果的に必要原則と応能原則を実現するだけではなく、家族から人類にいたるまでさまざまな共同体において必要原則と応能原則を直接的に追求して実現することが必須なのである。これこそが現代社会のさまざまな分配制度において分配原則が共存・混合している究極の理由である。

参考文献

(pdfと付記されている文献は機関リポジトリまたはj-stageからダウンロード可能)

- Aristotle (1980), *The Nicomachean Ethics*, (Ross, D., trans.), Oxford: Oxford University Press. (高田三郎訳『ニコマコス倫理学』岩波文庫, 1971年)
- Aristotle (1995), *Politics*, (Baker, E., trans.), Oxford: Oxford University Press. (山本光雄訳『政治学』岩波文庫, 1961年)
- Fleischacker, S. (2004), *A Short History of Distributive Justice*, Massachusetts: Harvard University Press. (中井大介訳『分配的正義の歴史』晃洋書房, 2017年)
- Holtug, N. and Lippert-Rasmussen, K. (2007), *Egalitarianism: New Essays on the Nature and Value of Equality*, Oxford: Clarendon Press.
- Niimura, S. (2016) "Adam Smith: egalitarian or anti-egalitarian? His Responses to Rousseau and Hume's Critiques of Inequality", *International Journal of Social Economics*, 43(9), 888-903.
- Piketty, T. (2014) *Capital in the Twenty-First Century*, London: Harvard University Press. (山形浩生ほか訳『21世紀の資本』みすず書房, 2014年)
- Plato (2000) *The Republic*, Ferrari, G.R.F. (Ed.), Cambridge: Cambridge University Press. (藤沢令夫訳『国家』上下, 岩波文庫, 1979年)
- Plato (1970) *The Laws*, Saunders, T.J. (Ed.), London: Penguin Books. (森進一・池田美恵・加藤彰俊訳『法律』上下, 岩波文庫, 1993年)
- Sen, A. & J. Foster. ([1973] 1997), *On Economic Inequality*, expanded edition, New York: Oxford University Press. (鈴木興太郎・須賀晃一訳『不平等の経済学』東洋経済新報社, 2000年)
- Sen, A. ([1980] 1982) "Equality of What?" in *Choice, Welfare and Measurement*, Harvard U.P.: 353-369. (『何の平等か』、『合理的な愚か者』勁草書房, 1989年, 225-262)
- Sen, A. (1992), *Inequality Reexamined*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts. Oxford: OUP. (池本幸夫・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』岩波書店, 1999年)。
- 浅井春夫 (2000) 『新自由主義と非福祉国家への道』あけび書房。
- 有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編 (2004) 『現代規範理論入門 ポスト・リベラリズムの新展開』ナカニシヤ出版。
- 宇佐美誠・児玉聡・井上彰・松元雅和 (2019) 『平等論 ベーシックスからフロンティアまで』法律文化社。
- 遠藤公嗣 (2013) 『同一価値労働同一賃金をめざす職務評価 官製ワーキングプアの解消』旬報社。
- 遠藤公嗣 (2014) 『これからの賃金』旬報社。
- 後藤道夫・中澤秀一・木下武男・今野晴貴・福祉国家構想研究会編 (2018) 『最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし』大月書店。
- 亀本洋 (2015) 『ロールズとデザート』成文堂。
- 酒井隆史 (2018) 「各人はその能力に応じて、各人にはその必要に応じて—コミュニズムはなぜ「基盤的」なのか?」『ニクス』(5), 堀之内出版。
- 塩野谷祐一 (2002) 『経済と倫理 福祉国家の哲学』東京大学出版会。
- 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編 (2004) 『福祉の公共哲学』東京大学出版会。
- 竹内章郎 (2010) 『平等の哲学 新しい福祉思想の扉をひらく』大月書店。
- 武川正吾 (2011) 『福祉社会 包摂の社会政策』有斐閣。

- 新村聡 (1994) 『経済学の成立－アダム・スミスと近代自然法学－』 御茶の水書房。
- 新村聡 (2006) 「平等と不平等の経済学－新自由主義的〈平等〉と福祉国家的〈平等〉の対立－」 『季刊経済理論』 43 (1), 26-35。 (pdf)
- 新村聡 (2016a) 「アダム・スミスの平等論と分配的正義論」 『立教経済学研究』 69 (4), 49-67。 (pdf)
- 新村聡 (2016b) 「ホッブズにおける近代的平等論の成立－アリストテレス批判から黄金律へ－」 『岡山大学経済学会雑誌』 47 (3), 47-63。 (pdf)
- 新村聡 (2016c) 「プラトンの平等論－『国家』から『法律』へ－」 『岡山大学経済学会雑誌』 48 (1), 1-14。 (pdf)
- 新村聡 (2018) 「アダム・スミスの大きな政府論の形成過程に関する一考察－『法学講義』から『国富論』への租税論の発展－」 『岡山大学経済学会雑誌』 49 (2), 1-15。 (pdf)
- 新村聡 (2020) 「平等と分配的正義」, 新村聡・田上孝一編 『平等の哲学入門』 社会評論社 (刊行予定), 所収。
- 広瀬巖 (齊藤拓訳) (2016) 『平等主義の哲学——ルールズから健康の分配まで』 勁草書房。
- 椋野美智子・田中耕太郎 (2019) 『はじめての社会保障』 有斐閣。
- 労務理論学会編 (2018) 『賃金のあり方を考える－同一価値労働同一賃金と賃金水準』 労務理論学会。
- 山田鋭夫 (2019) 『市民社会と民主主義』 藤原書店。